

○行政

基監発0628第1号
基安安発0628第3号
基安労発0628第1号
基安化発0628第1号
令和6年6月28日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
監督課長
安全衛生部安全課長
安全衛生部労働衛生課長
安全衛生部化学物質対策課長

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」
及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(令和4年6月3日)及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」(令和4年12月21日。以下「工程表」という。)がデジタル臨時行政調査会において決定され、安全衛生分野の法令やガイドライン等についても、見直しの対象とされたところであるが、今般、工程表において令和6年6月までに点検・見直しを行うこととされている7項目のアナログ規制(目視規制、実地監査規制、定期検査・点検規制、常駐・専任規制、対面講習規制、書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制)について、安全衛生分野等に関するデジタル技術への対応等を下記のとおり整理したので、了知されたい。

記

1 基本的考え方

近年のデジタル技術の進展によって、高精細カメラ等で遠隔地から詳細に作業場所を視認し記録することやセンサーによる連続監視等が可能になっている。一方、嗅覚や触覚に関すること等、現在のデジタル技術では必ずしも十分に対応できない点も見られており、安全衛生分野等におけるデジタル技術の

活用にあたっては、こうしたデジタル技術の優位点や限界を踏まえて対応していくことが必要である。

また、これまで目視による巡視や定期点検・測定等を通じて確保してきた作業現場等における安全衛生水準が、デジタル技術の活用によって低下することはあってはならず、デジタル技術の活用は、法令やガイドライン等で定める各種措置の趣旨目的に照らし、当該措置が的確に実施可能と考えられる場合に行うことが適当である。

2 個別事項

(1)目視規制(別表1)

ア 労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)第18条の8第1号に定める店社安全衛生管理者の作業場所の巡視

(ア)店社安全衛生管理者の作業場所の巡視には、定点カメラやモバイルカメラ等のデジタル技術を活用した遠隔からの巡視(以下「遠隔巡視」という。)が含まれること。

(イ)遠隔巡視の実施は、作業場所の巡視の趣旨目的に照らし、目視等による作業場所の巡視と同等以上の安全衛生水準が確保され、巡視が的確に実施可能と考えられる場合に行うこと。

(ウ)重大な災害の発生リスクが大きい場合(リスクが大きい作業の実施時、新たな作業や工法の導入時、作業工程の変更時等)には、目視等による作業場所の巡視を行うことが適当であること。このほか、作業場所の状況に応じ、隔月に1回等の一定の頻度で目視等による作業場所の巡視を行うことが適当であること。

(エ)遠隔巡視の留意点等については、「令和5年度ICTを活用した労働災害防止対策のあり方に関する検討委員会報告書」(令和6年3月建設業労働災害防止協会)の内容に準じて行うことが望ましいこと。

(2)定期検査・点検規制(別表2-1ないし2-4)

ア 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)第45条第1項に基づく定期自主検査(別表2-1に掲げるものに限る。)においては、温度・ひずみ・電流等のセンサーを用いた測定を通じて確認するほか、以下に掲げる手法等を用いて、デジタル技術により検査項目の適否を適切に確認できる場合、検査を行ったと

認められること。また、安衛則第151条の108、第151条の109、第353条及び第373条に基づく検査・点検・確認も同様であること。

(ア)目視や測定等を用いた検査項目について

機械等の種類に応じた検査・点検・確認の項目のうち、損傷、摩耗、部材の状態等を目視や測定等により確認するものについては、当該検査等の趣旨目的に照らし、各種センサーや高精細カメラ等のデジタル技術により、従前の目視や測定等と同等以上の精度で適否を確認できる場合は、当該項目の検査を行ったと認められること。

なお、デジタル技術を用いた場合には、法令により保存が義務づけられているものに加え、可能な範囲で当該点検に係る電子データ等を記録・保存することが望ましいこと。

(イ)電子制御式の原動機について

電子制御式の原動機では、内部センサーの情報に基づく状態制御により検査項目の適否を確認することができるものがある。

このため、電子制御式の原動機に関する検査は、従来の分解等による検査方法のほか、

内部センサーの情報等の方法により適切に適否を確認できる場合は、モニター等に表示された情報を確認することにより、当該項目の定期自主検査を行ったと認められること。

これは、令和5年3月31日付け基発0331第48号「フォークリフトの定期自主検査指針（労働安全衛生規則第151条の21の自主検査に係るもの）等の公表等について」記の3と同旨であること。

(ウ)及び(エ)略

イ及びウ略

エ 安衛則第52条第1項及び第2項に定める定期健康診断結果報告等については、「じん肺法施行規則等の一部を改正する省令の公布について」（令和6年3月28日付け基発0328第15号）により、令和7年1月1日から施行される電子申請の原則義務化について示しているところであるが、別表2-4に示す各種健康診断の結果報告については、電子申請の原則義務化の対象であるかにかかわらず、電子申請の利用が可能であることから、各種機会を捉えてその利用を勧奨すること。

(3)及び(4)略

別表1（目視規制関係）

法令等名称	制定年月日及び番号	条項等
労働安全衛生規則	昭和47年労働省令第32号	第18条の8第1号

別表2-1（定期検査・点検規制関係）

法令等名称	制定年月日及び番号	条項等
労働安全衛生規則	昭和47年労働省令第32号	第134条の3、第135条、第141条、第151条の21、第151条の22、第151条の31、第151条の32、第151条の38、第151条の39、第151条の53、第151条の54、第151条の108、第151条の109、第167条、第168条、第194条の23、第194条の24、第228条、第229条、第230条、第299条、第317条、第351条、第353条及び第373条
ボイラー及び圧力容器安全規則	昭和47年労働省令第33号	第32条、第67条、第88条及び第94条
クレーン等安全則	昭和47年労働省令第34号	第34条、第35条、第76条、第77条、第119条、第120条、第154条、第155条、第192条、第208条及び第209条
ゴンドラ安全規則	昭和47年労働省令第35号	第21条

別表2-2, 2-3略

別表2-4（健康診断結果報告関係）

法令等名称	制定年月日及び番号	条項等
労働安全衛生規則	昭和47年労働省令第32号	第44条
有機溶剤中毒予防規則	昭和47年労働省令第36号	第29条第2項第1号, 第29条第2項第2号, 第29条第2項第3号, 第29条第2項第4号
鉛中毒予防規則	昭和47年労働省令第37号	第53条第1項, 第53条第3項
高気圧作業安全衛生規則	昭和47年労働省令第40号	第38条
四アルキル鉛中毒予防規則	昭和47年労働省令第38号	第22条第1項, 第22条第3項
石綿障害予防規則	平成17年厚生労働省令第21号	第40条第1項
電離放射線障害防止規則	昭和47年労働省令第41号	第56条, 第56条の2
東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則	平成23年厚生労働省令第152号	第20条第1項

別表3略